
● 2021年2月8日 NACSメールニュース 74号 ●

消費生活の「いま」をお届けする情報マガジン

<<< Contents >>>

1. NACSからのお知らせ
 2. 消費者トピックス ～消費者委員会が特商法等の契約書面等の電子交付について建議
 3. 消費者行政の動き 2021年1月1日～2021年1月31日
-

=====

1. NACSからのお知らせ

=====

■ NACSは、2月14日曜日より週末電話相談(ウィークエンドテレホン)を再開します。感染予防対策のため1人体制でお受けする場合もあり、お待たせすることもあります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

■ 文部科学省の令和2年度消費者教育フェスタ「オンラインパネル展」にNACSも出展しています。成年年齢引き下げに対応した教材等5教材を展示しています。

<https://www.ifys.jp/ce-festa/panel-tenji/#anc-18>

展示は2月28日まで。

■ NACS東北支部は、弘前大学で毎年開催されている「消費者フォーラム in Hirosaki」を協力・応援しています。今年も1月23日に開催されました。当日のプログラムはこちらです。

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress2014/wp-content/uploads/2021/01/328d27eedfe3653a2121bdb1034ace9e-2.pdf>

アーカイブ動画の視聴を希望される方は弘前大学の保田宗良先生(yasuda@hirosaki-u.a.jp)までご連絡下さい。

■ 預託法の改正法案が近く本国会にかかる予定です。販売預託商法を確実に封じるための法改正となるかを注視をしていくため、3月13日午前10時より、全国ジャパンライフ被害弁護士団連絡会代表の石戸谷豊弁護士を講師にお招きしてオンライン学習会を開催します。参加費無料です。定員300名ですので、周囲の方をお誘いください。詳細とお申し込みは <https://passmarket.yahoo.co.jp/event/show/detail/01fdzqjf98f11.html>

■ 消費生活アドバイザー資格試験の合格発表を受けて、恒例の「合格お祝い&仲間づくりの会」を全国7支部で開催します。消費生活コンサルタントや消費生活相談員の資格取得者の参加、昨年以前の資格取得者の参加も歓迎します。詳細は以下のURLから。
<https://nacs.or.jp/nyuukai/welcomemeeting/>

=====

2. 消費者トピックス ～消費者委員会が特商法等の契約書面等の電子交付について建議

=====

■ 消費者委員会が2月4日に「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」を消費者庁に対し発出しました。建議については、こちらからお読みいただけます。(PDF) https://www.cao.go.jp/consumer/content/20210204_kengi.pdf

以下、建議の経緯とポイントを簡単に説明します。

特商法や預託法は、消費者トラブルが発生しやすい取引類型を指定し、事業者に対し、消費者に紙で契約書面・概要書面を交付することを義務付けており、書面の交付日がクーリング・オフ期間の起算日となっています。

この契約書面等の「紙」での交付義務について、この度、「消費者の承諾がある場合に限り」という条件付きではありますが、電磁的方法での提供を可能とすることが、本国会にかけられる特商法や預託法の改正法案に盛り込まれることが明らかになりました。

ところで、特商法および預託法の改正については、販売預託商法やお試し定期購入をうたう詐欺的な事業者による被害を止めるために、昨年2月から8月にかけて消費者庁にて検討委員会が設置され議論をしてきましたが、この電磁的交付については検討の俎上に全く出ていませんでした。

ところが、昨年11月に政府の規制改革推進会議にて、オンライン完結型英会話教室を運営する企業が、電磁的交付を可能とすることを求める規制緩和と要望を政府に提出したことを契機に、政府が、特商法や預託法の、契約書面等の交付を義務付けている全ての取引類型について、電磁的交付を可能とする改正を行うとの情報が伝わってきたのです。

デジタル化推進とコロナウイルス感染防止対策という社会的要請は理解できますが、英会話学校のような特定継続的役務提供にとどまらず、訪問販売や連鎖販売取引など全ての類型について、電磁的交付を可能とすることについては、十分な検討がないことも含め、特に相談現場からは強い懸念が示されました。消費者庁と消費者委員会には、多くの消費者団体や弁護士会が意見書を提出、NACSも1月12日に意見書を提出しました。NACSの意見はこちらからお読みいただけます。(PDF)<https://nacs.or.jp/honbu/wp-content/uploads/2021/01/特商法における書面電子化等に対 NACS.pdf>

こうした中、1月20日に消費者委員会が開催され、消費生活相談員および事業者へのヒアリングを経たのち、委員間でも何度も意見交換を行い、本建議の発出となりました。なお、1月20日の審議の議事録はこちらからお読みいただけます。

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2021/336/gijiroku/index.html>

建議では、契約書面の交付を義務付けた制度の趣旨等に鑑み、(1)消費者の承諾の取得の実質化、(2)書面と同様に、一覧性を保った形で閲覧可能であり、かつ、容易に保存が可能な方法での提供を提言、(3)クーリングオフの期間の起算点の明確化とともに、消費者から有効な承諾を得たかどうかの立証責任は事業者側にあることを明確化すること、(4)消費者からの電磁的方法でのクーリング・オフを可能とすること等を建議に盛り込んでいます。

今後、この建議に対して、消費者庁や政府がどう対応していくのか、しっかりと注視していく必要があります。

=====
3. 消費者行政の動き 1月1日～1月31日
=====

【消費者庁】

<伊藤長官定例記者会見>

1月13日、緊急事態宣言を踏まえた消費者への呼びかけ等

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/022816.html>

1月20日、日本でコロナウイルス感染が確認されて1年経過したことから、この間の消費者庁の取り組みについて <https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/022880.html>

1月27日、令和3年度物価モニター募集について

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/022947.html>

<新着情報>

1月13日、緊急時の消費者行動についての資料を掲載

https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/assets/consumer_education_203_210113_01.pdf

併せて、「消費者が意見を伝える際のポイント」を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/assets/consumer_policy_cms102_210113_002.pdf

1月19日、「令和3年1月物価モニター調査結果(速報)」を掲載しました。(PDF)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/assets/price_measures_210118_0003.pdf

1月27日、令和3年度物価モニター調査の概要及び物価モニターの募集について。募集期間は2月26日まで <https://www.caa.go.jp/notice/entry/022762/>

1月29日、「おいしいめやす」普及啓発キャンペーンが2月1日よりスタート。
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/022859/>

<行政処分>

1月14日、通信販売会社【株式会社 Super Beauty Labo】に対する行政処分について
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/022759/>

1月15日、萬祥株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
(PDF) https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_01.pdf

1月15日、株式会社 Nature Link に対する景品表示法に基づく措置命令について(PDF)に
ついて(PDF) https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_02.pdf

1月29日、株式会社 EC ホールディングスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令に
ついて(PDF) https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_CMS215_210128_01.pdf

<注意喚起>

1月8日、消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で
負傷事故等(ガストーチ、自転車、電動アシスト自転車等)
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/022735/>

1月15日、消費生活用製品の重大製品事故：電気炊飯器で火災等

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/022805/>

1月19日、消費生活用製品の重大製品事故：リコール製品で火災等（ノートパソコン、電気毛布） <https://www.caa.go.jp/notice/entry/022833/>

1月22日、消費生活用製品の重大製品事故：除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等（セラミックファンヒーター、石油ストーブ）

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/022875/>

<委員会等>

●デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会

1月25日、第12回（議題は報告書作成に向けた議論）が開催され、資料を公表

https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/review_meeting_012.html

●社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会

1月29日に第3回が開催されました。

https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting_materials_4/

【消費者委員会】

●消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ

1月21日に第24回が開催され、(株)ネットプロテクションズと(一社)日本アフィリエイト協議会から自主規制の活用についてヒアリングを行っています。資料等は

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/torihiki_rule/024/shiryou/index.html

【経済産業省】

1月26日、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」の2月1日施行が閣議決定されました。今後、大規模な物販総合オンラインモール運営事業者及びアプリストア運営事業者が、同法の規律対象者として指定されます。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210126002/20210126002.html>

1月26日、電力のスポット市場価格の高騰に伴い、「市場連動型」の電力料金プランを契約している消費者の電気料金にも影響が及ぶ可能性が生じていることから、電力・ガス取引監視委員会が注意喚起を発出しました。同委員会は相談窓口を開設しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210129003/20210129003.html>

【金融庁】

1月7日、第59回金融トラブル連絡調整協議会が開催されました。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20210107.html

【国民生活センター】

「くらしの豆知識」の電子書籍版が購入できます。<http://www.kokusen.go.jp/book/data/e-book.html>

<WEB誌『国民生活』2021年1月号>

特集は「医療と消費者——よいコミュニケーションを築くために」

<http://www.kokusen.go.jp/wko/index.html>

■国民生活センターでは「見守り新鮮情報」を発行し、高齢者・障がい者に接する方々を対象に、今注意を要する問題商法等の手口を迅速に伝えていきます。是非、メールマガジン配信の登録をしてください。

パソコンから http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html

携帯電話から <https://krs.bz/kokusen/s?p=2>

■被害にあったら

消費者ホットライン 188(いやや!)

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

NACSメールニュースは、賛助会員、NACS開催セミナー受講者、

および個人会員にお送りしております。外部の方にもご登録いただけます。

配信解除をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 mailnews-kaijo@nacs.or.jp

配信登録をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 mailnews-touroku@nacs.or.jp

「NACSメールニュース」<本文の無断転載を禁止します。

編集発行：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

広報委員会 委員長 永沢裕美子

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館2F

Tel.03-6434-1125 Fax.03-6434-1161 <http://nacs.or.jp/>

このメールに関するお問い合わせ nacs_koho@nacs.or.jp
